

従業員駐車場の除雪強化を図る事業所への補助金

1. 目的

従業員駐車場など自社敷地内の消雪・融雪・除雪（以下「除雪等」という。）の取り組みに必要となる設備・機械を導入しようとする市内企業に対し、その経費の一部を補助します。

詳細は担当課へお問い合わせください。

2. 申請期間

令和6年4月1日（月）～令和6年5月31日（金）

※ただし、申請が予算額を超過した場合は採択順位をつけて交付決定します。このため交付決定は6月上旬頃となります。

3. 内容

補助対象者	<p>以下の全てを満たす企業が補助対象者となります。</p> <ul style="list-style-type: none">①市内に本社または主たる事業所を有している企業であって、下記に掲げる業種のいずれかに該当すること。②雇用保険に加入している従業員数が20人以上で、おおむね300平方メートル以上の駐車場確保を必要とする企業であること。③納付期限の到来した市税を完納していること。 <p>【対象業種】施設農業、林業、水産養殖業、建設業、製造業、運輸業、電気業、ガス業、熱供給業、データセンター、民間放送業、情報サービス業、繊維品卸売業、農畜産物・水産物卸売業、宿泊業、農林水産物等販売業</p>							
対象経費と補助金額	<p>企業が行う除雪等の取り組みに必要な設備・機械の導入が補助対象となります。</p> <p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none">・設備・機械の導入費、既存設備の撤去費が補助対象となります。・設備の更新、機械の入替え、中古機械の購入も補助対象となります。 <p>【補助対象外】</p> <ul style="list-style-type: none">・リース機械、駐車場除雪以外の用途と兼用する機械、除雪の受託作業用の機械の購入は補助対象外となります。・既存設備・機械の処分費は補助対象外となります。・消費税は補助対象外となります。また、国県その他の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費からその額を差し引くものとします。 <table border="1" data-bbox="260 1680 1481 2016"><thead><tr><th data-bbox="260 1680 512 1724">補助メニュー</th><th data-bbox="512 1680 1481 1724">内容と補助金額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="260 1724 512 1892">① 消融雪設備の導入</td><td data-bbox="512 1724 1481 1892">消雪パイプの敷設、散水機器の設置、消雪用水槽の設置、ロードヒーティングの設備導入など 【補助金額】補助率は対象経費×1/5（消費税除く、千円未満切捨て） 補助金上限は400万円</td></tr><tr><td data-bbox="260 1892 512 2016">② 除雪機械の導入</td><td data-bbox="512 1892 1481 2016">ホイールローダー、ブルドーザー、投雪機の購入など 【補助金額】補助率は対象経費×1/5（消費税除く、千円未満切捨て） 補助金上限は150万円</td></tr></tbody></table> <p>例) 消雪パイプの敷設2,000万円（消費税抜）1/5＝市補助金上限400万円 事業所負担は1,600万円と消費税</p>		補助メニュー	内容と補助金額	① 消融雪設備の導入	消雪パイプの敷設、散水機器の設置、消雪用水槽の設置、ロードヒーティングの設備導入など 【補助金額】補助率は対象経費×1/5（消費税除く、千円未満切捨て） 補助金上限は400万円	② 除雪機械の導入	ホイールローダー、ブルドーザー、投雪機の購入など 【補助金額】補助率は対象経費×1/5（消費税除く、千円未満切捨て） 補助金上限は150万円
補助メニュー	内容と補助金額							
① 消融雪設備の導入	消雪パイプの敷設、散水機器の設置、消雪用水槽の設置、ロードヒーティングの設備導入など 【補助金額】補助率は対象経費×1/5（消費税除く、千円未満切捨て） 補助金上限は400万円							
② 除雪機械の導入	ホイールローダー、ブルドーザー、投雪機の購入など 【補助金額】補助率は対象経費×1/5（消費税除く、千円未満切捨て） 補助金上限は150万円							

【裏面もご覧ください】

4. 申請方法

事業開始前に下記の①～⑤の書類を市役所産業政策課へ提出してください。書類は十日町市ホームページに掲載しています。

- ①補助金交付申請書
- ②事業実施計画書
- ③設備・機械等の見積書またはこれに準ずる書類（コピー可）
- ④設備・機械等の内容がわかる図面、パンフレット、カタログ等（コピー可）
- ⑤市税の納税証明請求書
※本庁税務課・各支所地域振興課で有料（350円）で発行します。

5. 事業の完了報告

事業完了後、下記の①～⑥の書類を市役所産業政策課へ提出してください。書類は十日町市ホームページに掲載しています。

- ①補助金実績報告書兼請求書
- ②事業実績報告書
- ③設備・機械等の請求書（コピー可）
- ④設備・機械等の領収書（コピー可）
- ⑤設備・機械等が確認できる写真
- ⑥市が補助金を振り込む金融機関の通帳（口座情報がわかるページのコピー）

6. 注意事項

- ①交付申請の総額が予算を超過した場合、採択順位をつけて交付決定します。交付決定されなかった場合は、次年度以降に再申請していただくことをご了承ください。
- ②市へ申請書を提出し、補助金交付決定通知書を受け取った後の工事等が対象となります。
- ③令和6年の降雪前までに工事等を完了し、遅延なく実績報告書類を市へ提出してください。
- ④申請回数は、1企業単年度1回限りとし、補助メニューのうち、どちらか1つとなります。
- ⑤令和7年度以降、再度申請することは可能ですが、一度交付を受けた補助メニューは申請できません。



担当課：十日町市産業政策課 産業振興係
電話：025-757-3139
E-mail：t-sangyo@city.tokamachi.lg.jp

令和6年4月1日版

